公益社団法人 秋田県農業公社 建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は公益社団法人秋田県農業公社が発注する測量、設計及び調査の業務(以下「建設コンサルタント業務等」という。)の競争入札(以下「入札」という。)について必要な事項を定め、入札制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

(指名の基準)

- 第2条 指名競争入札を実施する場合においては、契約担当者は、別表第3欄に 掲げる部門について、秋田県建設コンサル業者等入札参加名簿に登録されてい る者のうちから指名するものとする。
- 2 前項の規定により指名する業者の数は、5人以上とする。 ただし、特別な技術を要する業務を実施する場合、又は業務の種類、内容、若し くは、地域の建設コンサルタント業者等の能力等を勘案し、これにより難いと認 められる場合は、有効な競争力を確保した指名数を指名するものとする。
- 3 指名においては、次の事項に留意しなければならない。
- (1) 信用度
- (2) 手持ち業務の状況
- (3) 技術者の保有状況
- (4) 業務の実績
- (5) その他

(入札参加資格の基準)

第3条 条件付き一般競争入札を実施する場合における入札参加資格について前 条の基準に準じて要件を設定するものとする。

(入札審査会)

- 第4条 指名業者の選定その他業務の執行について必要な事項を審議するため、 農業公社内に入札審査会を置く。
- 2 入札審査会は、次の事項を審議するものとする。
- (1) 指名競争入札に参加させる者及び随意契約の相手方の選定
- (2) 条件付き一般競争入札における入札参加資格の設定
- (3) その他公社の執行について必要と認める事項

(入札審査会の構成)

第5条 農業公社入札審査会の構成は、次のとおりとする。

会長 理事長

委員 専務理事、事務局長(兼総務企画部長兼農業振興部長)、畜産部 長、農地管理部長

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した 委員がその職務を代行する。

(会議の招集)

- 第6条 審査会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 審査会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開催ができない。
- 4 審査会の決定は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 審査会は、非公開とする。
- 6 会長は、必要と認めるときは、学識経験者又は関係職員を参加させて意見を聞くことができる。

(指名停止)

第7条 指名停止については、公益社団法人秋田県農業公社建設工事入札制度実施要綱第5条(指名停止)の規定を準用するものとする。この場合、格付業者とあるのは有資格業者と、建設工事とあるのは別表1の第1欄に掲げる業務と読み替える。

(入札に関する事務取扱い)

第8条 委託業務等の発注に当たっての入札の事務の取扱い等については、別に 定める

(委任)

第9条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

なお、この定めにあたっては秋田県が定める入札制度やその運用方針を準用する ものとする。

附則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附則

1 この改正は、平成25年7月1日から施行する。

附則

1 この改正は、平成26年5月12日から施行する。

附則

1 この改正は、平成28年6月27日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和元年5月1日から施行する。

別表

第1欄(業務の種類)	第2欄(業務の概要)	第3欄(部門の種類)
測量業務	土地の測量(地図の調整及び 測量用写真の撮影を含む。) を行う業務	測量一般、地図の調整、航空測量
土木関係建設コンサルタント業務	土木に関する工事の設計若し くは土木に関する調査、企 画、立案、若しくは助言を行 う業務	河川、砂防及び海岸・海洋、 港湾及び空港、電力土木、 道路、鉄道、上水道及で工業用水道、下水道、農業土 、森林土木、水産土木、 廃棄物、造園、地質、土質及び地方計画、地質、近上のである。 が地方計画、地質、ガート、 が基礎、トンネル、施工設備及では、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、
建築関係 建設コンサルタント業務	建築に関する工事の設計及び 監理若しくは建築に関する工 事に関する調査、企画、立 案、若しくは助言を行う業務	建築一般、建築構造、建築 設備
補償コンサルタント業務	公共事業に必要な土地等の取 得若しくは使用、これに伴う 損失の補償又はこれらに関す る業務	土地調査、土地評価、物件、 機械工作物、営業・特殊補 償、事業損失、補償関連、 総合補償
地質調査業務	地質又は士質について調査、 計測、解析、判定することに より、土木建築に関 する工事の設計若しくは監理 又は土木建築等の工事に関す る調査、企画、立案若しくは 助言に必要な地質又は土質に 関する資料の提供及びこれに 付随する業務	地質調査
環境調査業務	環境全般について調査、計 測、解析、判定を行う業務	騒音調査、振動調査、大気 調査、日照調査、電波調 査、 水質調査、土壌調査